

7月13日に福津市の期日前投票所で発生した不適正な投票事案について

1. 概要

- ・7月13日津屋崎郷づくり交流センター大会議室期日前投票所（福津市津屋崎1丁目7番2号）で、午前11時15分頃、男女2名の選挙人が来場。
- ・参議院比例代表選出議員選挙の投票の際、男女それぞれに投票用紙を交付したところ、男性が女性に投票用紙を渡し、女性が2票書こうとした事が認められたため、投票管理者が注意し制止。
- ・男性が「なんでおんなじ名前書くとにいかんとや」など激しく投票管理者に詰め寄り、その際に女性が男性分を含む2票を投じ、二人は退出。
- ・投票管理者が注意を行っていた際に投票箱の投入口をいったん塞ぐなどは行っていなかった。

2. 当該投票の取扱い

現時点で投票箱を開け、該当する投票を特定し、ほかの投票と分離することが公職選挙法上認められていないため、記載が有効であれば他の有効票と同様に判断せざるを得ない。

3. 今後の対策

今後同様の事案が発生した際には、まずは代理投票の場合を除き投票用紙は本人が記入し投票箱に投函しなければならないことを説明し、それでもなお投票しようとする場合は、投票できないように一旦投票箱の投入口を物理的に塞ぐ、当該投票者を投票箱に近づけない等措置を講じ、警察に通報するなどの対応にあたる。

（問合せ先）

福津市選挙管理委員会

担当 堤

TEL 0940-43-8196